第8章 消費税等調查

(消費税等に関する調査等)

第103条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、調査職員と協議するものとする。

(調 査)

- 第104条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次の 各号に掲げる資料のうち、消費税等の額又は消費税等相当額の要否等を判定するために必要な 資料を調査、収集することにより行うものとする。
 - 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
 - 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
 - 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」
 - 四 消費税簡易課税制度選択届出書
 - 五 消費税簡易課税制度不適用届出書
 - 六 消費稅課稅事業者選択届出書
 - 七 消費稅課稅事業者選択不適用届出書
 - 八 消費稅課稅事業者届出書
 - 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
 - 十 法人設立届出書
 - 十一 個人事業の開廃業等届出書
 - 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
 - 十三 その他の資料
- 2 前項の調査において、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第105条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー(「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて(平成9年4月1日建設省経整発第29号建設省建設経済局調整課長通知)別添 - 5 参考)により、補償の要否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表(様式第16号)を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認められるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。